

義務教育就学児および高校生等医療費助成制度の所得制限を撤廃します

令和6年10月より義務教育就学児および高校生等医療費助成制度の資格要件である所得制限を撤廃します。助成を受けるには医療証の交付申請が必要です。対象と思われる方には、7月1日以降に申請書を送付しますので下記窓口に提出してください。

問子育て支援課子育て支援係 ☎042-497-2088

◆助成対象となる方(いずれも該当)

- ①市内に住所を有する児童を養育している方(単身赴任等で養育している方の住所が市外の場合でも、対象児童が市内に住所を有する場合は対象となります)
- ②義務教育就学期または高校生等年代の児童を養育している方(生年月日が平成18年4月2日から平成30年4月1日の方)
- ③国民健康保険、社会保険などに加入している児童を養育している方

◆助成対象とならない方

- ①生活保護を受けている児童を養育している方
- ②児童福祉施設等に入所している児童を養育している方
- ③里親・小規模住居型児童養育事業者(ファミリーホーム)に委託されている児童を養育している方
- ④「ひとり親家庭等医療費助成」または「心身障害者医療費助成」の方

医療証をお持ちの令和6年度非課税世帯の方

◆必要書類

- ①医療証交付申請書
- ②対象児童の健康保険証の写し
- ③申請者及び申請者の配偶者の令和6年度課税証明書(令和6年1月1日に清瀬市に住民登録がなかった方のみ)
- ④医療費助成監護事実の同意書・調査書(申請書に記載の状況に該当する方のみ)

◆受付期間

7月1日から8月20日まで

※上記期間以後も申請は可能ですが、医療証の交付が遅れる可能性があります。また、令和6年10月1日以後の申請の場合、申請日からの資格となりますので、注意してください。

高齢者虐待防止には皆さんの力が必要です!

超高齢社会の今、誰もが介護する・介護される可能性のある時代になりました。それとともに高齢者の虐待が身近なものとなりつつあります。誰もが直面するかもしれない問題を自分ごとと捉え、助け合い、高齢者本人や家族を地域で支え合っていくことが大切です。問介護保険課地域包括ケア係 ☎042-497-2082



こんな行為、虐待です!

◆身体的虐待

つねる、蹴る、やけどをさせる、無理やり食事を口に入れる、ベッドに縛り付ける、薬を過剰に与える

◆介護・世話の放棄

水分や食事を十分に与えない、必要な医療や介護サービスの利用を制限する、劣悪な環境に放置する、季節外れの服を着せたままにする

◆心理的虐待

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱して子ども扱いする、意図的に無視する

◆性的虐待

懲罰と称し下半身を裸にして放置する、わいせつな行為をしたり強要したりする

◆経済的虐待

日常的に必要な金銭を渡さない(使わせない)、医療や介護サービスの費用を支払わない、年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する

◆その他にも...

セルフネグレクト(自分の生命、健康、生活を自ら損なったまま放置)している方もいます。



虐待者=悪者ではありません

虐待が起こる背景には、多くの場合、さまざまな要因が重なっています。

また、家族が本人のためと思ってしていたことが、結果的に本人の権利を侵害していたり、気づかずに虐待状態になってしまっていることも少なくありません。

虐待の行為だけに捉われず、その背景を探り、支援につなげる必要があります。

地域の皆さんへのお願い

高齢者とその家族が孤立しないように、あいさつや声かけなどのさりげない見守りをお願いします。

また、地域の方が困っている高齢者や家族の方に気づいたら地域包括支援センターなどへの相談を勧めることやご相談いただくこともできます。相談者の秘密は守られます。高齢者の住んでいる地域を確認いただき、下記までご相談ください。

【受付時間】平日午前8時半から午後5時まで

地域	センター名	電話番号
中里・下宿・旭が丘	きよせ清雅地域包括支援センター	042-495-1370
上清戸・中清戸・下清戸・元町	きよせ社協地域包括支援センター	042-495-5516
竹丘・梅園・野塩・松山	きよせ信愛地域包括支援センター	042-492-1850
市内全域	清瀬市地域包括支援センター	042-497-2082



虐待が起きる背景

◆高齢者の状況

認知症による言動の混乱、身体の自立度が低い、サービスへの抵抗感がある

◆介護者の状況

介護の方法がわからない、介護者に病気や障害がある、経済的に困っている

◆人間関係

高齢者と介護者の折り合いが悪い、依存している(共依存)

◆環境要因

近所付き合いがない、身近に頼る家族がいない、失業や倒産をした



市では、市民の皆さんに広く知識を得ていただくために、高齢者虐待に関するリーフレットを市内地域包括支援センターで配布しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。ぜひご覧ください。



詳しくはこちら



リーフレットの表紙

社会福祉法人 上宮会グループ
清瀬リハビリテーション病院

診療科目	内科、呼吸器科、消化器科、小児科、リハビリテーション科、歯科(総合リハビリテーション施設)			
病床数	168床(回復期98床、一般27床、呼吸器48床)			
診療受付時間	診療科目	内 科	小 児 科	歯 科
	曜 日	月～金	火・木	火・水・木・金・土(第2のみ)
	時 間	9:00～11:30 13:00～16:30		

☎042-493-6111 〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-33
http://www.kiyose-reha.jp

社会福祉法人 上宮会グループ
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) 上宮園

特 養	定員 100床
ショートステイ	定員 8床(他空床利用10床)
デイサービス	1日 25名
居宅介護支援事業所	

特養・ショートステイ ☎042-493-6118 デイサービス ☎042-494-1990 居宅介護支援事業所 ☎042-491-3200
〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-31 http://www.jyogu.com/jyoguen/

地図

■西武池袋線「清瀬駅」南口下車、西武バス2番のりば「久米川駅」乗車、バス(上宮)下車徒歩2分
■西武新宿線「久米川駅」北口下車、西武バス15のりば「清瀬駅南口」乗車、バス(上宮)下車徒歩2分
■JR武蔵野線「新狹間駅」下車、タクシーで10分



「保護司」をご存じですか？



更生ペンギンの
ホゴちゃんと
サラちゃん

○保護司ってなに？

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。法務大臣から委嘱を受け、地域で活動しています。

○どんな活動をしているの？

罪を犯して保護観察になった人の生活を見守りながら、再び犯罪を犯すことが無いように指導やさまざまな相談に乗っています。

○保護司が実施している「社会を明るくする運動」ってなに？



犯罪や非行をした人のなかには、ひとりではどうにもならない“生きづらさ”を抱えている人たちがいます。その一人ひとりを受け入れ、立ち直りの支援を行う活動が、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会につながります。

毎年7月に強化月間を設定し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築く啓発活動として、リーフレット配布やコンサート、作文コンテストなどを行っています。

○きよせひまわりコンサート開催

無料・直接会場へ。

7月13日(土)午後1時30分～3時30分(開場は午後1時～)

清瀬けやきホール

【出演】清瀬中学校箏曲部、清瀬中学校・清瀬第五中学校吹奏楽部など



令和5年度の様子



○令和5年度 第73回「社会を明るくする運動」作文コンテスト実施結果

【清瀬市】小学校の部＝応募総数268作品、

中学校の部＝応募総数444作品

【東京都】応募総数＝小学校の部3,627作品、

中学校の部10,336作品)

【全国】応募総数＝小学校の部127,880作品、中学校の部178,422作品)

○令和6年度 第74回「社会を明るくする運動」作文コンテスト実施予定

小・中学生の皆さん、家族や学校、社会での出来事などとおして、犯罪や非行などについて考えたことや感じたこと、体験したことを、あなたも作文にしてみませんか？

詳しくは学校を通じてお知らせします。

○令和5年度「社会を明るくする運動」における民間協力者に対する感謝状を贈呈

きよせひまわりコンサートでは吹奏楽部の楽器運搬が欠かせません。いつも丁寧に、繊細で大切な楽器を運んでくださいましたアサダ楽器株式会社に感謝の気持ちをこめて、東京保護観察所所長感謝状を贈呈しました。



感謝状贈呈の様子

したアサダ楽器株式会社に感謝の気持ちをこめて、東京保護観察所所長感謝状を贈呈しました。

福祉総務課福祉総務係 ☎042-497-2056

将来の自立に向けた進学を応援します！

受験生チャレンジ支援貸付

一定所得以下の世帯に、受験費用などの貸し付けを無利子で行います。貸し付けには収入要件がありますが、失業や休職、就労形態の変更など、やむを得ない状況で収入が著しく減少した場合も、貸し付けの対象となる場合があります(この場合は12月以降の申請)。高校・大学などに入学後、申請により返済(償還)が免除される場合があります。

中学3年生・高校3年生またはこれに準ずる方で、令和6年

4月1日時点で20歳未満の方

【貸付内容】

塾代＝上限200,000円、高校受験料＝上限27,400円、大学等受験料＝上限80,000円

令和7年1月31日までに生活福祉課庶務係

☎042-497-2058

へ

※相談には時間を要しますので、事前に電話で日時の予約をお願いします。



詳しくはこちら

市民税・都民税の納付忘れにご注意ください

6月12日(水)に市民税・都民税の納税通知書を発送しました。第1期の納付期限は7月1日(月)です。納付書が同封されている方は納付忘れにご注意ください。納付忘れをしないため口座振替をご利用ください。

なお、市民税・都民税が課税されていない(非課税の)方には送付されません。

課税課市民税係
☎042-497-2040



納税通知書封筒イメージ

99歳までお葬式代などが準備できる

生命保険

始めやすい保険料で万が一に備える

※20歳～89歳までお申込みいただけますが、既往症などによってはご契約を制限させていただくことがあります。
※なお、健康状態によっては、ご加入いただけない場合もございます。

●死亡保障に特化したシンプルな掛け捨て型の保険です。●保険期間は1年間で、その後自動更新となり保険料が変更になります。●オリブ少額短期保険株式会社では、取得した個人情報、お客様の同意を得た場合および法令により認められた場合を除き、次の目的のために利用します。(1) 保険契約の審査、引受、保全管理、給付金のお支払い (2) 関連会社・提携会社等を含めた商品・サービスの案内や提供 (3) 当社業務についての運営管理・情報提供、商品等の充実 (4) その他、保険関連業務詳しくは弊社ホームページをご確認ください。死亡保険「オリブ」は少額短期保険業者「オリブ少額短期保険株式会社」の保険です。この資料は商品の概要を記載したものです。詳しくはパンフレット、重要事項説明書をご覧ください。資料請求についてのお問い合わせは下記にて承ります。

【オリブ少額短期保険株式会社】
登録番号: 関東財務局長(少額短期保険)第36号
オリブ少額短期保険株式会社
〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Jビル
TEL: 03-5657-7172 OL202308A-09-01

オリブの死亡保険 特長1!

始めやすい保険料!

オリブの死亡保険50万円コースの場合

69歳・男性なら.....月々1,040円

83歳・女性なら.....月々2,140円

特長2!

健康状態に不安がある方でもご加入しやすい!

20～89歳までの方がお申込みいただけますので年齢やご持病があり保険の加入を諦めていた方にもおすすめの商品です!

営業時間

月～金曜日 10:00～18:00
(祝日・年末年始を除く)

医療・介護・福祉サービスに取り組む信愛グループが提供する安心の住まいシリーズ

自立度が高い方向け
信愛苑

特定有料老人ホーム
清瀬市梅園

医療・介護施設
しんあい清戸の里

サービス付き高齢者向け住宅
清瀬市下清戸

2020年開業
みどりの樹清瀬

サービス付き高齢者向け住宅
清瀬市下清戸

since 1909 信愛報恩会

資料請求・空き室問合せ・見学などお気軽にご連絡ください。

042-433-4300